

結婚に関するポジティブなイメージの浸透に向けた広報等実施業務委託仕様書（案）

1 業務の名称

結婚に関するポジティブなイメージの浸透に向けた広報等実施業務

2 業務の目的

結婚の希望がありながら、その希望を実現できると思う者は約半数に留まっていること、特に、結婚までの各ステップにおいてネガティブなイメージなどを原因として結婚に向けた行動をしていない者では、その希望を実現できると思う者は3割未満となっていること等の現状を踏まえ、結婚に関するポジティブなイメージの浸透に向けた広報等を実施する。

3 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 業務の内容

(1) 背景

広島県では「県民の結婚の意識に関する調査」（以下「調査」という。）<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/248/0710kekkontyosa.html>において、結婚の意向や結婚に向けた行動の有無等について、アンケートや個別のインタビューを実施した結果、結婚したいという希望がある者は多いが、その希望を実現できると思う者は半数にとどまっており、結婚に向けた行動をしていない者では、希望を実現できないと思う者が多くなっているほか、結婚へのハードルとしては、「相手へのアプローチが得意でない」などの理由で、出会いの場所・機会がないと感じている者が多いことなどが判明した。

また、結婚の希望はあるものの相手を見つけるための行動をしていない者が多いが、これらの者の行動するきっかけとしては、「自信が持てるようになったら」と回答した者が最も多く、こうした者の中には、SNS等の影響によって、ハードルを感じ、行動を躊躇している者がいると考えられる。

(2) 実施方針

調査結果を踏まえ、結婚までのステップにおいて、SNS等の影響により、年収や外見、性格などについてハードルを感じ、行動を躊躇している者に対して、結婚している者の経済面や結婚に至る過程等の実態や、多くの者が自信がないなどの思いを抱えていること、「年収は気にしない者が最も多い」などの調査結果等を周知することなどによって、ネガティブなイメージを軽減することなどをポジティブイメージと位置付け、こうしたイメージを県民の共感を得ながら、浸透させることができるよう取り組む。

(3) 実施内容

次の内容について、当業務の目的、実施方針に照らし効果的と考えられる企画を提案すること。なお、実施のために必要となるクリエイティブ制作（投稿及びホームページ掲載用の画像等の作成）についても、当該業務の中で実施すること。

県や公益財団法人ひろしまこども夢財団の取組（「こいのわ」や「こいのわボランティア」等）、国や民間事業者の先行調査等を踏まえた上で提案するほか、県や公益財団法人ひろしまこども夢財団の協力が効果的と思われるものについては提案の中にその内容を含めること。

このほか、事業者独自の創意工夫に基づく提案を妨げない。

ア 結婚に関するワークショップの開催

- ・ 結婚に対して感じるイメージやハードル、行動に踏み出せない理由、どうしたら踏み出すことができると思うか等について話し合うワークショップ（意見交換会）を開催すること。
（回数及び参加者の人数については、2～4回・各5～10人程度を想定しているが、詳細な実施方法や内容については、創意工夫により、参加者が率直な気持ちを発言し、気持ちを深掘りすることができる環境となるような提案を期待する。）
- ・ ワorkshop自体を出会いの場とすることは想定していないことに留意すること。
- ・ ワorkshopの参加者・講師は受託者において確保すること。（参加者については、県においても、協力企業からの募集等、必要な協力を行うものとする。）
- ・ 実施した内容について、次の「イ 広報の実施」において広く発信し、ワークショップの効果が参加者以外にも波及するよう取り組むこと。

イ 広報の実施

- ・ 結婚に関するポジティブなイメージの浸透に向けた広報を実施すること。
- ・ 「ア 結婚に関するワークショップの開催」において実施するワークショップの内容や県の調査結果等も活用し、具体的な広報内容や切り口を提案すること。
- ・ 発信内容は適切な内容となっているか有識者や専門家等にアドバイスを求めること。
- ・ 各広告のクリエイティブ案、ターゲティング案、実施期間及び広告シミュレーション（媒体、予算配分、クリック数、クリック率、クリック単価、CV数、CV率、CV単価）等を提案し、実施すること。

なお、広告からのユーザー遷移は下記のイメージを想定している。

①SNS等Web公告（バナー・動画等）	
②LP（県HP等に作成）	本業務において作成するクリエイティブ等を素材として、LP（こいのわ紹介ページ等）を県で作成する予定
③こいのわ会員登録ページ	広島の出会い・結婚応援「こいのわWebサイト」会員登録ページ (https://www.hirosapo.jp/Members/regist)

- ・ 配信に係る費用については、下限150万円とし、検証可能な十分なボリュームを担保し、これを変更する場合は、県と協議の上、決定すること。
- ・ セグメンテーションとターゲティングを設定し、県内全域で実施すること。

ウ 効果測定及び報告義務

- ・ 業務委託期間における実施スケジュールを示した上で、業務状況をモニタリングし、スピード感を持って状況に応じて的確に対応すること。
- ・ 成果目標の達成状況等について、クリック単価、コンバージョン単価等を分析しながら、定期的かつ県の求めに応じて報告するとともに、必要に応じて、改善策を提案し、県と協議の上、実施すること。
- ・ 業務の効果検証を実施し、今後の改善策の提案を行うこと。なお、11月をめぐりに中間報告を行うこと。

- ・ 事業の結果分析及び評価、今後の展開について改善策提案を盛り込んだ「分析結果報告書」を速やかに提出すること。

エ 留意事項

- ・ 若年世代に対し、結婚する必要があるという認識を与えたり、結婚していないことを否定したりしないこと、また、結婚する・しないは個人の自由な意思決定に基づくものであり、個人の考えを否定するなど、多様性を否定する取組ではないことに留意して取り組むこと。
- ・ 結婚に対して漠然と感じている悩みや不安が言語化されたり、社会全体で共有されたりすることも「ポジティブ」な方向への転換として捉え、提案すること。

(4) ターゲット

- ・ 県内の20～30代の独身の若者
特に、結婚の希望があるが、結婚に向けた行動をしていない者、行動をしているが交際相手がない者をメインターゲットとして、事業を進めること。

(5) 成果目標

Web 広告から LP^{*1}への流入数：35,000 件

Web 広告から LP を経由したユーザーの CV 数^{*2}：350 件

※1 LP：広島県ホームページ等に作成予定のこいのわ紹介ページ

(本業務において作成するクリエイティブ等を素材として県で作成する予定)

※2 CV：LP から広島の出会い・結婚応援「こいのわ Web サイト」会員登録ページ URL

(<https://www.hirosapo.jp/Members/regist>) 等をクリックした数

5 留意事項

- (1) 受託者は、業務の実施に伴い知り得た県及び関係機関の機密情報並びに業務の運営上取り扱う個人情報を、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範に基づき適切に管理すること。また、業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、県と調整を行う責任者を明らかにすること。
- (3) 受託者の総括責任者は、十分な見識と業務実績や勤務実績がある者とし、本事業について、本県との調整や協議、本県への助言、提案、支援等に応じるものとする。
- (4) 本県との協議、打合せは勤務時間内に行うこととし、また、定期的な協議打合せは契約の範囲内において随時対応するものとする。
- (5) その他、業務の実施に際し、県の要請に速やかに応じること。

6 秘密の保持

- (1) 本業務に関し、受託者から県に提出された提案書等は、本業務における契約予定者の選定以外の目的で使用しない。
- (2) 本業務に関し、受託者は、県から提供により受領又は閲覧した資料等について、県のご了解なく公表又は使用してはならない。
- (3) 受託者は、本業務で知り得た県・参加者等の業務上の秘密を保持しなければならない。

7 成果物

- ・ 結婚に関するポジティブなイメージの浸透に向けた広報等実施業務企画書

- ・ 結婚に関するポジティブなイメージの浸透に向けた広報等実施業務実績報告書
- ・ その他当該業務で作成したイラスト等の広報資材

8 契約に関する条件等

(1) 広告について

- ア ブラックリストの活用や掲載先サイトの定期的な確認などを通じて、社会通念上、不適切と考えられるサイトへの掲載を排除するよう努めること。
- イ 不適切サイトへの掲載が認められた場合には、直ちに県に報告するとともに、県の対応指示に従うこと。
- ウ その他広告価値毀損の課題「ビューアビリティ」、「アドフラウド」についても、県に対する透明性を確保の上、十分な対策を行うこと。

(2) 再委託等の制限

- 受託者は、本業務の監理業務を第三者に委託し、また請け負わせてはならない。
- 受託者は監理業務を除く業務の一部を委託することができるが、その場合は再委託先ごとの業務の内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記したものを事前に書面にて報告し、県の承諾を得なければならない。

(3) 業務の履行に関する措置

- 県は、本業務(再委託した場合を含む。)の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。
- 受託者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に県に書面で通知しなければならない。

(4) 成果品の利用

- 本業務による成果品の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は県に帰属するものとし、また、県は、本業務の成果品を自ら使用するほか、本業務の趣旨に照らして適正と判断される場合は、第三者に本業務の成果品の使用を許諾できるものとする。

(5) 機密の保持

- 受託者は、本業務(再委託をした場合を含む。)を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(6) 個人情報の保護

- 受託者は、本業務(再委託をした場合を含む。)を履行する上で個人情報(及び電磁的記録)を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日号外法律57号)、別記「機密情報取扱特記事項」及び別記「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守しなければならない。